

四日市市市民活動センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第33号

四日市市市民活動センター条例の一部を改正する条例

四日市市市民活動センター条例（平成11年四日市市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(入場の制限)	<p><u>(センターの管理)</u></p> <p><u>第4条 センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、かつ、市内に主たる事務所を有する法人その他の団体であって、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p><u>(指定管理者の業務の範囲)</u></p> <p><u>第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務</u></p> <p><u>(2) 施設等の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほかセンターの運営に関して市長が必要と認めた業務</u></p> <p>(入場の制限)</p>

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入場を拒み、又は退場を命じることができる。

(1)から(4)まで (略)

第5条 (略)

(管理の代行等)

第6条 市長は、センターを管理上必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とし、指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従って誠実にセンターを管理しなければならない。

(1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務

(2) 施設等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほかセンターの運営に関して市長が必要と認めた業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条の適用については、同条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入場を拒み、又は退場を命じることができる。

(1)から(4)まで (略)

第7条 (略)

第7条 (略)

第8条 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(市民生活部市民協働安全課)